

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境保全課	
許 認 可 等 名	要措置区域等の指定	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第14条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
審 査 基 準	基 準	<p>・土壌汚染対策法 第14条第3項 3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第3条第1項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定をすることができる。</p>
	参 考 事 項	土壌汚染対策法施行令第10条により市長が行うこととされている(別紙のとおり。)
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数60日(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)

審查基準

基 準